

令和3年6月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和3年6月8日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題
 - ① 議案第1号 四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について
 - ② 議案第2号 四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命について
 - ③ 議案第3号 就学援助認定申請の取り扱いについて
(5月定例教育委員会未承認議案(議案第2号)の審議)
 - ④ 議案第4号 四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱について
 - ⑤ 議案第5号 高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱の廃止について
 - ⑥ 議案第6号 令和3年度教育委員会関係予算案(6月補正)について

- 5 協議事項

- 6 報告事項

- 7 その他
 - ① 令和2年度四万十町教育委員会自己点検・自己評価について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

議案第 1 号

四万十町教育研究所運営委員会委員の委嘱について

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 8 号）第 7 条に基づく四万十町教育研究所運営委員会の委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 3 年 6 月 8 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和 3 年度 四万十町教育研究所運営委員会委員

委嘱期間 令和 3 年 6 月 1 0 日 ～ 令和 4 年 3 月 3 1 日

選出区分	氏 名	所 属	備 考
学校長	坂本 益英	興津小学校	校長会長
教 頭	本山 真美	窪川小学校	教頭会長
P T A	池田 利恵	仁井田小学校	P 連会長
	真城 和也	大正中学校	P 連副会長
教 諭	武政 仁美	東又小学校	教諭代表
	上野 貴裕	窪川中学校	教諭代表
学識経験者	石崎 豊史		
	戸田 晶秀		

参 考

四万十町教育研究所管理規則（平成 18 年教育委員会規則第 8 号）抜粋

（運営委員会）

第 7 条 研究所の円滑な運営を図るため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、研究所の事業計画、調査研究課題その他運営に関する重要事項について審議し、所長に助言する。

3 運営委員は、次の区分により委員会が委嘱する。

学校長 1 人

教頭 1 人

教諭 2 人

学識経験者 2 人

P T A 2 人

計 8 人

4 運営委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第2号

四万十町運動部活動改革推進委員会委員の委嘱及び任命について

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱（令和2年四万十町教育長訓令第1号）第3条の規定に基づく四万十町運動部活動改革推進委員会の委員を下記のとおり委嘱及び任命することについて、委員会の意見を求める。

令和3年6月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町運動部活動改革推進委員会委員名簿

任期：令和3年 月 日 ～ 令和4年3月31日

選出区分	氏名	備考
四万十町立中学校の保護者	西村 秀次	窪川中学校保護者（バスケットボール部関係者）
	山脇 義丈	大正中学校保護者（ソフトボール部関係者）
	森田 充浩	十川中学校保護者（野球部関係者）
四万十町小中学校校長会に属するもの	中内 聖二	北ノ川中学校
四万十町中学校体育連盟に属するもの	藤坂 隆彦	十川中学校
総合型地域スポーツクラブに属するもの	山本 弘光	くぼかわスポーツクラブ
	谷口 和史	大正・十和スポーツクラブ
学校教育課長	岡 英祐	
生涯学習課長	林 瑞穂	
教育対策監	中川 千穂	

参 考

四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱 抜粋

(令和2年教育長訓令第1号)

(目的)

第1条 「高知県運動部活動ガイドライン」並びに「四万十町運動部活動ガイドライン」に基づき、四万十町立中学校の取組状況や成果の検証を行う等、四万十町の運動部活動の運営の適正化及び活動の充実に向けて総合的に支援することを目的として、四万十町運動部活動改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会の協議事項は次のとおりとする。

- (1) 運動部活動の適切な運営のための体制整備とともに、その成果と課題の検証に関すること。
- (2) 生徒にとっての合理的でかつ効率的・効果的な運動部活動の推進のための取組に関すること。
- (3) 生徒のニーズを踏まえた学校・地域スポーツ環境の整備に関すること。
- (4) その他、上記の事項以外で運動部活動の在り方や効果的な運用等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 四万十町立中学校の保護者 3人以内
- (2) 四万十町小中学校校長会に属するもの 1人
- (3) 四万十町中学校体育連盟に属するもの 1人
- (4) 総合型地域スポーツクラブに属するもの 2人以内
- (5) 学校教育課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) 教育対策監

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が辞したときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

第6条 ～ (略)

議案第4号

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱について

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱を別紙のとおり制定することについて、委員会の意見を求める。

令和3年6月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条に基づき、四万十町中学生海外研修事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、高幡広域市町村圏事務組合が実施する中学生海外研修事業（以下「研修事業」という。）への参加に要する負担を軽減し、積極的な参加を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 研修事業に参加する四万十町立中学校の生徒の保護者
- (2) 同一世帯員に町税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、研修事業の参加に要する経費であって、教育長が必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、生徒1人につき13万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、教育長が定める期日までに、様式第1号による交付申請書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請書を受理し、その内容が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第2号による交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、研修事業終了後2か月以内に、様式第3号による実績報告書に必要な書類を添えて、教育長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 教育長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査して交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第4号による補助金の交付確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助事業者の請求により交付する。

2 前項の請求は、様式第5号によるものとする。

(決定の取消し)

第11条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 世帯員のいずれかが四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定内容及び補助条件に違反したとき、又は教育長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者（保護者）住 所 四万十町 _____

氏 名 _____ (印)

四万十町中学生海外研修事業費補助金交付申請書

四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 対象生徒の通学する学校名及び生徒氏名

(学校名) _____

(生徒氏名) _____

2 交付申請額 _____ 円

3 添付書類

同意書（別紙）

高幡広域市町村圏事務組合が実施する研修に参加することが確認できる書類

別紙

年 月 日

四万十町教育長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

同 意 書

私は、四万十町中学生海外研修事業費補助金の交付の申請に当たり、下記の同意事項について同意します。

【同意事項】

- 1 この補助金の交付に係る手続きを適正に行うため、住民登録の状況や納税状況などの必要な情報を教育長が関係機関から取得する可能性があること。
- 2 四万十町補助金等交付規則第4条第3項に規定する排除措置対象者でないことを警察署に照会する可能性があること。

同一の世帯に属する者の署名欄

私は、上記同意事項について同意します。

氏名 _____ (印)

氏名 _____ (印)

氏名 _____ (印)

氏名 _____ (印)

申請者（保護者）住 所 四万十町 _____
氏 名 _____

四万十町中学生海外研修事業費補助金補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、四万十町中学生海外研修事業費補助金について、下記の条件を付して金 円を交付します。

年 月 日

四万十町教育長

記

条 件

- 1 研修終了後2か月以内に、実績報告書に教育長が定める書類を添えて、報告すること。
- 2 補助金の額は、実績報告後の審査又は検査の後に確定します。
- 3 四万十町補助金等交付規則又は四万十町中学生海外研修事業費補助金補助金交付要綱の定めに違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を返還させることがあります。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者（保護者）住 所 四万十町

氏 名 _____ (印)

四万十町中学生海外研修事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四万十町教委指令第 号で交付決定のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、同補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 実績

2 添付書類

研修参加費の納付が確認できる領収書の写し

様式第4号（第9条関係）

四万十町教委達第 号

申請者（保護者）住 所 四万十町

氏 名

四万十町中学生海外研修事業費補助金確定通知書

年 月 日付け四万十町教委指令第 号で交付することを
決定した四万十町中学生海外研修事業費補助金は、（これを 円増、減額し
て、）金 円に確定して交付する。

年 月 日

四万十町教育長

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者（保護者）住 所 四万十町

氏 名 _____ (印)

四万十町中学生海外研修事業費補助金請求書

年 月 日付け四万十町教委達第 号で確定通知のあった四万十町中学生海外研修事業費補助金について、下記の金額を請求します。

記

1. 請求金額 円

2. 振込先

フリガナ		
口座名義人		
金融機関名	(支店名)	
口座種別及び口座番号	普通・当座	

議案第5号

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱の廃止について

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱を廃止する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和3年6月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱を廃止する訓令

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱（平成18年四万十町教育長訓令第14号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

参 考 (廃止する要綱)

○高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱

平成18年四万十町教育長訓令第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）第20条に基づき、高幡中学生海外研修事業参加者に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、生徒の広い視野と判断力を持った行動力あふれる地域リーダーの育成等に寄与するための事業として実施している「高幡中学生海外研修事業」に参加することを容易にするため参加者が負担する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象者は、「高幡中学生海外研修事業」に参加することが決定された生徒の保護者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、133,500円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が定める期日までに四万十町教育長（以下「教育長」という。）へ、交付申請書（様式第1号）及び教育長が必要と認める添付書類を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 教育長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請書及び添付書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付を決定するものとする。

2 教育長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定した内容及びこれに付した条件を記載した補助金の交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、「高幡中学生海外研修事業」に参加し帰国した時から2ヶ月以内に、実績報告書（様式第3号）に教育長が定める書類を添えて、報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第8条 教育長は、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書及び添付書類を審査し、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金の交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により交付すべき額が確定した後に、申請者の請求により補助金を交付する。

(決定の取消)

第10条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業の目的を達成しなかったとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 教育長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年5月23日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者(保護者)住所 四万十町 _____

申請者(保護者)氏名 _____ ㊟

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付申請書

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱第5条により、高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 対象生徒の通学する学校名及び生徒氏名

(学校名) _____

(生徒氏名) _____

2 交付申請額 133,500円

四万十町教委指令第 号

申請者（保護者）住 所 四万十町

申請者（保護者）氏 名

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、 年度高幡中学生海外研修事業
参加者に対する四万十町補助金を下記の条件を付して金133,500円を交付する。

年 月 日

四万十町教育長

記

条 件

- 1 帰国後2ヶ月以内に、実績報告書（様式第3号）に教育長が定める書類を添えて、報告しなければならない。
- 2 今回交付決定した補助金の額は、実績報告後の審査又は検査の後に確定する。
- 3 上記の条件及び四万十町補助金等交付規則又は高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱の定めに違反した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部につき、これを返還させることがある。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

四万十町教育長 様

申請者（保護者）住 所 四万十町 _____

申請者（保護者）氏 名 _____ ㊟

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金実績報告書

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付要綱第7条により、
年 月 日付け四万十町教委指令第 _____ 号で交付決定のあった高幡中学生
海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付事業について、下記のとおり報告を
します。

記

1 実績報告

2 添付書類

- (1) 高幡広域市町村圏事務組合への振込みが確認できる領収書の写し

様式第4号（第8条関係）

申請者（保護者）住 所 四万十町 _____

申請者（保護者）氏 名 _____

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金交付確定通知書

年 月 日付け四万十町教委指令第 _____ 号で交付することを決定した、
年度高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金は、これを
円増、減額して、金 _____ 円に確定して交付する。

年 月 日

四万十町教育長

様式第5号（第9条関係）

四万十町教育長 様

年 月 日

申請者（保護者）住 所 四万十町 _____

申請者（保護者）氏 名 _____ ㊟

高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金請求書

年 月 日付け四万十町教委指令第 _____ 号で交付決定通知のあった
高幡中学生海外研修事業参加者に対する四万十町補助金について下記の金額を請求しま
す。

請求金額 _____ 円

議案第6号

令和3年度教育委員会関係予算案（6月補正）について

令和3年度教育委員会関係予算案（6月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和3年6月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

